

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月22日
【計算期間】	第10期（自平成22年1月23日至平成23年1月24日）
【ファンド名】	三菱UFJ <DC> 海外債券オープン
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回 年2回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 クレジット属性 (高格付債)))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券を実質的な主要投資対象とし、日本を除

く世界主要国の国債の指標であるシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

ファンドの特色

1

シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)¹をベンチマーク²とし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

- 1 シティグループ世界国債インデックス(除く日本)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。
シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、シティグループ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。
- 2 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

2

「海外債券マザーファンド」を通じて、日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券に分散投資します。

海外債券マザーファンドの運用の指図に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・グループの資産運用機関の1つです。

運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

原則として投資適格(「BBB-」格以上)の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。

金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーション³を策定します。投資する債券のセクターは主に米国を中心に各セクターに分散投資します。

ファンドのデュレーションはベンチマークのデュレーションの±1.5年以内とし、デュレーションの調整に債券先物取引等を利用することがあります。

なお、ファンド全体の組入公社債および債券先物取引等の建玉を合計した実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 3 デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。



長期信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。なお、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)でのBaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」また、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)でのBBからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

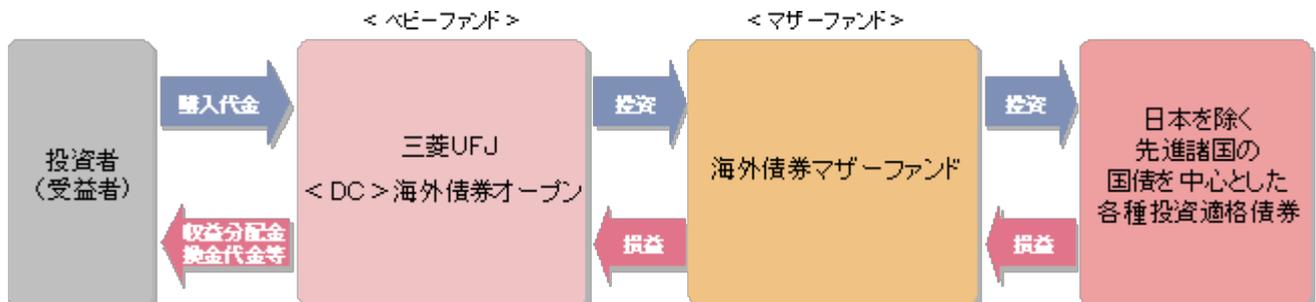
3

原則として、為替ヘッジは行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

<ファンドの仕組み>

運用は主に海外債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



<主な投資制限>

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

<分配方針>

- ・年1回の決算時（1月22日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月18日

設定日、信託契約締結、運用開始

平成17年10月1日

ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
名称を「UFJパートナーズ<DC>海外債券オープン」から「三菱UFJ<DC>海外債券オープン」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	お申込金 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ投信株式会社	再委託先 モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメ ント・リミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益 権の発行等を行います。	委託会社からマザーファン ドの運用の指図に関する権 限の委託を受け、運用の指 図を行います。
投資 損益		
マザーファンド		

投資 損益
有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成23年2月末現在）

・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
- 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成23年4月1日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとします。実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

二．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする海外債券マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
- 16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

< 海外債券マザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券を主要投資対象とします。

投資態度

原則として投資適格（「BBB-」格以上）の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。優先証券への投資にあたっては、債券の性格を有する証券のみに投資します。モーゲージ証券への投資にあたっては、IO、POといったリスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとして、アクティブ運用によりベンチマークを上回る投資成果をめざします。

金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーションを策定します。投資する債券のセクターは主に米国を中心に各セクターに分散投資します。

ファンドのデュレーションはベンチマークのデュレーションの±1.5年以内とし、デュレーションの調整に債券先物取引等を利用することがあります。

なお、ファンド全体の組入公社債および債券先物取引等の建玉を合計した実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

運用の指図に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。^(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

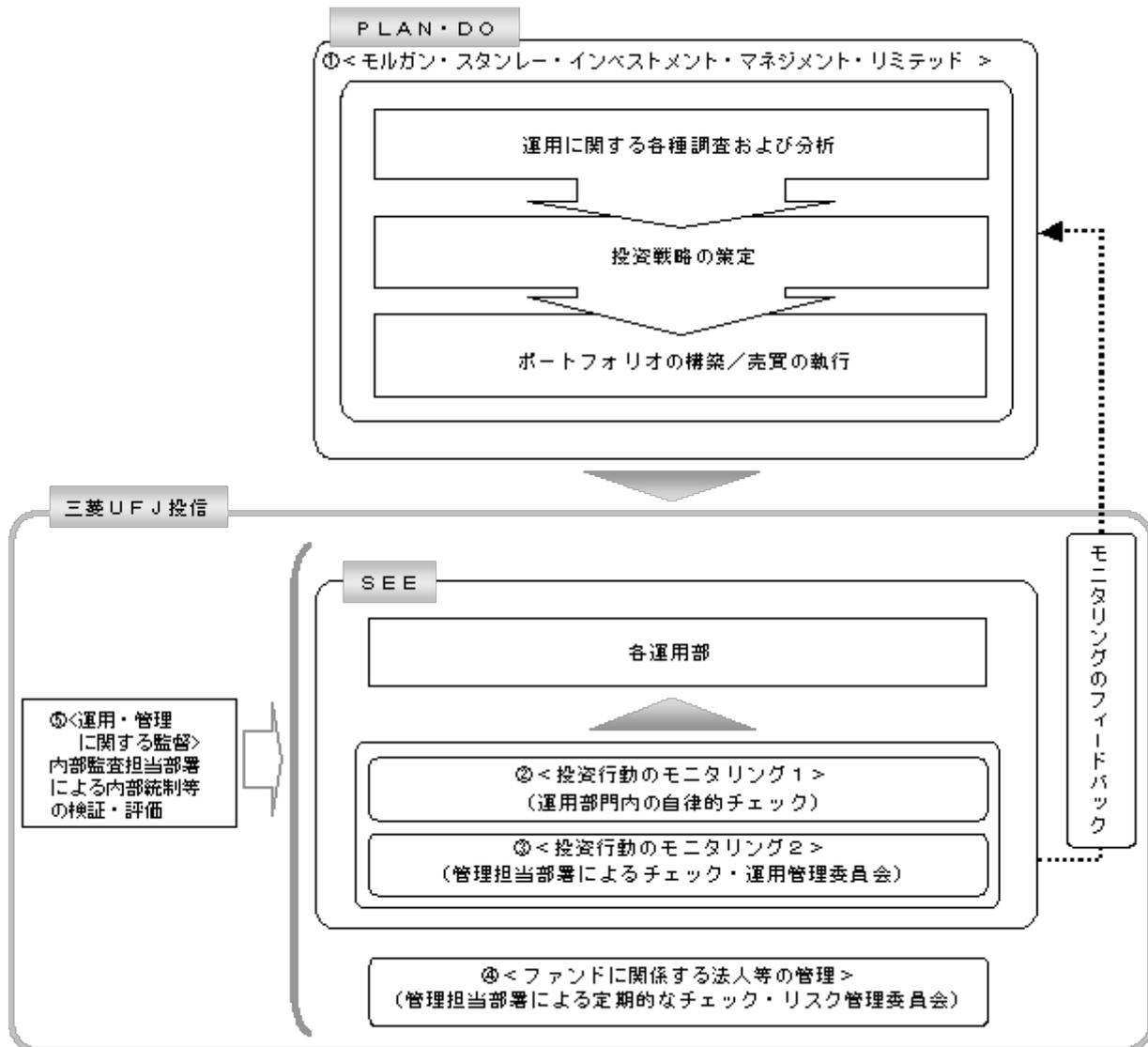
有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（3）【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としています。海外債券マザーファンドについては、運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成23年4月23日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（ 5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . a . の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . b . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d . b . の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- ・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

(為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 一般的に金利が低下した場合、資産担保証券(MBS、ABS)の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構

築しています。

また、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

〔モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの投資リスクに対する管理体制〕

リスク・マネジメント委員会

投資リスクのほか様々なリスクに関する重要事項について情報を共有し、また基本的な方針を審議するため、各業務部門からの代表者が出席するリスク・マネジメント委員会が毎月開催されます。

インベストメント・マネジメント委員会

ファンドの運用品質の維持・向上のため、インベストメント・マネジメント委員会が定期的開催されます。同委員会は、ポートフォリオのリスク管理に責任を負い、パフォーマンスのベンチマークや同種ファンドとの比較などを監視します。

リスク管理・コンプライアンス体制

運用部門は、リスク管理システムを用いてポートフォリオが持つ様々なリスク（イールドカーブ（利回り曲線）や、国債に対するイールドスプレッド（上乗せ金利）、モーゲージ証券（MBS）の期限前償還スピード等の変化に対する感応度）を管理します。

また、運用に関する種々の規制（法令、諸規則、ファンド毎の制約等）の遵守状況はコンプライアンス部門によって監視されます。

〔委託会社における運用の指図に関する権限の再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.491%（税抜 年1.42%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.8085% （税抜 年0.77%）	年0.63% （税抜 年0.6%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に依りて変更となることがあります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%の率を乗じて得た金額とします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)は課税されません。

原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率となります。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%(所得税15%)の税率となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,607,662,250	99.93
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,138,979	0.07
純資産総額		1,608,801,229	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成23年2月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限	
							(年/月/日)	
日本	海外債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		1,147,346,739	1.4069 1.4012	1,614,294,333 1,607,662,250		99.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成23年2月28日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.93
合計	99.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成23年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成14年1月22日)	5,419,644 (分配付) 5,244,644 (分配落)	10,839 (分配付) 10,489 (分配落)
第2計算期間末日 (平成15年1月22日)	7,721,283 (分配付) 7,455,500 (分配落)	11,313 (分配付) 10,924 (分配落)
第3計算期間末日 (平成16年1月22日)	73,489,463 (分配付) 73,489,463 (分配落)	11,531 (分配付) 11,531 (分配落)
第4計算期間末日 (平成17年1月24日)	1,160,532,873 (分配付) 1,150,762,634 (分配落)	11,878 (分配付) 11,778 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年1月23日)	1,421,033,476 (分配付) 1,407,956,695 (分配落)	13,040 (分配付) 12,920 (分配落)
第6計算期間末日 (平成19年1月22日)	1,628,028,134 (分配付) 1,612,988,312 (分配落)	14,072 (分配付) 13,942 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年1月22日)	1,704,596,827 (分配付) 1,692,035,221 (分配落)	13,570 (分配付) 13,470 (分配落)
第8計算期間末日 (平成21年1月22日)	1,436,303,517 (分配付) 1,436,303,517 (分配落)	10,934 (分配付) 10,934 (分配落)
第9計算期間末日 (平成22年1月22日)	1,678,224,228 (分配付) 1,678,224,228 (分配落)	12,232 (分配付) 12,232 (分配落)
第10計算期間末日 (平成23年1月24日)	1,614,422,650 (分配付) 1,614,422,650 (分配落)	11,303 (分配付) 11,303 (分配落)

平成22年 2月末日	1,635,231,986	11,885
3月末日	1,707,207,359	12,290
4月末日	1,730,659,195	12,455
5月末日	1,639,088,184	11,779
6月末日	1,610,383,135	11,517
7月末日	1,645,335,772	11,703
8月末日	1,630,276,945	11,561
9月末日	1,679,922,703	11,868
10月末日	1,630,931,509	11,473
11月末日	1,637,637,006	11,466
12月末日	1,570,971,565	11,022
平成23年 1月末日	1,610,914,923	11,225
2月末日	1,608,801,229	11,240

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	350円
第2計算期間	390円
第3計算期間	0円
第4計算期間	100円
第5計算期間	120円
第6計算期間	130円
第7計算期間	100円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	8.39
第2計算期間	7.85
第3計算期間	5.55
第4計算期間	3.00
第5計算期間	10.71
第6計算期間	8.91
第7計算期間	2.66
第8計算期間	18.82
第9計算期間	11.87
第10計算期間	7.59

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,000,000		5,000,000
第2計算期間	1,824,858		6,824,858
第3計算期間	68,360,698	11,455,008	63,730,548
第4計算期間	922,671,336	9,377,949	977,023,935
第5計算期間	138,637,064	25,929,169	1,089,731,830
第6計算期間	99,070,647	31,893,056	1,156,909,421
第7計算期間	148,536,476	49,285,247	1,256,160,650
第8計算期間	127,242,657	69,789,972	1,313,613,335
第9計算期間	104,227,772	45,851,562	1,371,989,545
第10計算期間	107,563,540	51,234,123	1,428,318,962

< 参考 >

「海外債券マザーファンド」

（１）投資状況

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	507,739,553	31.58
	イタリア	179,983,073	11.20
	ドイツ	164,644,817	10.24
	イギリス	114,733,384	7.14
	フランス	84,706,350	5.27
	カナダ	31,124,479	1.94
	オランダ	29,734,818	1.85
	メキシコ	19,344,760	1.20
	デンマーク	14,480,136	0.90
	ノルウェー	10,165,038	0.63
	スウェーデン	9,418,822	0.59
	ポーランド	7,199,388	0.45
特殊債券	オーストラリア	16,887,179	1.05
	韓国	5,891,274	0.37
	スウェーデン	5,781,938	0.36
	オランダ	5,741,568	0.36
	アメリカ	1,274,828	0.08
社債券	アメリカ	75,560,898	4.70
	イギリス	64,280,330	4.00
	フランス	37,098,995	2.31
	オランダ	32,139,183	2.00
	スペイン	16,483,178	1.03
	カナダ	11,663,681	0.73
	デンマーク	11,440,522	0.71
	スイス	6,253,767	0.39
	ノルウェー	6,017,712	0.37
	アイルランド	5,995,004	0.37
	オーストラリア	5,799,039	0.36
	ルクセンブルグ	3,647,633	0.23
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		122,385,111	7.59
純資産総額		1,607,616,458	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成23年2月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	2.375 T-NOTE 141031	国債証券		1,370,000.00	8,494.57 8,413.5765	116,375,630 115,265,998	2.375000 2014/10/31	7.17
アメリカ	3.5 T-NOTE 180215	国債証券		1,150,000.00	8,783.91 8,533.5881	101,015,026 98,136,263	3.500000 2018/02/15	6.10
ドイツ	5.5 BUND 310104	国債証券		640,000.00	14,838.36 14,028.1533	94,965,534 89,780,181	5.500000 2031/01/04	5.58
アメリカ	4.25 T-NOTE 150815	国債証券		800,000.00	9,136.65 9,000.8671	73,093,224 72,006,936	4.250000 2015/08/15	4.48
フランス	3.75 O.A.T 170425	国債証券		550,000.00	12,159.34 11,739.3759	66,876,371 64,566,567	3.750000 2017/04/25	4.02
アメリカ	4.375 T-BOND 391115	国債証券		800,000.00	8,978.23 7,984.5990	71,825,882 63,876,791	4.375000 2039/11/15	3.97
アメリカ	2.375 T-NOTE 160331	国債証券		750,000.00	8,354.67 8,233.5592	62,660,079 61,751,693	2.375000 2016/03/31	3.84
アメリカ	1.375 T-NOTE 121115	国債証券		700,000.00	8,301.73 8,278.8827	58,112,152 57,952,179	1.375000 2012/11/15	3.60
イギリス	4.25 GILT 320607	国債証券		425,000.00	13,256.18 12,948.8116	56,338,765 55,032,449	4.250000 2032/06/07	3.42
イタリア	4.5 ITALY GOVT 180801	国債証券		445,000.00	11,318.29 11,291.3766	50,366,391 50,246,625	4.500000 2018/08/01	3.13
イタリア	3 ITALY GOVT 150615	国債証券		460,000.00	11,203.67 10,881.5049	51,536,897 50,054,922	3.000000 2015/06/15	3.11

イタリア	4.25 ITALY GOVT 121015	国債証券		320,000.00	11,803.18 11,526.3099	37,770,187 36,884,191	4.250000 2012/10/15	2.29
カナダ	4 CAN GOVT 170601	国債証券		350,000.00	8,988.33 8,892.7084	31,459,186 31,124,479	4.000000 2017/06/01	1.94
イギリス	4.5 GILT 130307	国債証券		200,000.00	14,270.44 13,950.3844	28,540,881 27,900,768	4.500000 2013/03/07	1.74
イタリア	5 ITALY GOVT 390801	国債証券		260,000.00	11,215.08 10,403.7885	29,159,214 27,049,850	5.000000 2039/08/01	1.68
イギリス	2.75 GILT 150122	国債証券		170,000.00	13,590.43 13,365.4764	23,103,747 22,721,309	2.750000 2015/01/22	1.41
オランダ	3.25 NETH GOVT 150715	国債証券		190,000.00	11,958.60 11,625.5538	22,721,358 22,088,552	3.250000 2015/07/15	1.37
アメリカ	3.875 T-NOTE 180515	国債証券		250,000.00	8,687.14 8,717.4356	21,717,865 21,793,589	3.875000 2018/05/15	1.36
フランス	5.5 O.A.T 290425	国債証券		150,000.00	14,237.29 13,426.5222	21,355,941 20,139,783	5.500000 2029/04/25	1.25
メキシコ	10 MEXICAN BONOS 241205	国債証券		2,400,000.00	823.98 806.0316	19,775,670 19,344,760	10.000000 2024/12/05	1.20
ドイツ	4.25 BUND 170704	国債証券		150,000.00	12,695.36 12,236.1561	19,043,054 18,354,234	4.250000 2017/07/04	1.14
アメリカ	2.625 T-NOTE 141231	国債証券		200,000.00	8,573.16 8,478.0509	17,146,332 16,956,101	2.625000 2014/12/31	1.05
ドイツ	4 BUND 160704	国債証券		140,000.00	12,073.55 12,072.4317	16,902,974 16,901,404	4.000000 2016/07/04	1.05
オーストラリア	6 QUEENSLAND 151014	特殊債券		200,000.00	8,522.74 8,443.5898	17,045,499 16,887,179	6.000000 2015/10/14	1.05
イタリア	2.5 ITALY GOVT 120701	国債証券		140,000.00	11,351.14 11,248.2027	15,891,606 15,747,483	2.500000 2012/07/01	0.98
デンマーク	4 DMK GOVT 171115	国債証券		900,000.00	1,663.87 1,608.9040	14,974,876 14,480,136	4.000000 2017/11/15	0.90
ドイツ	4.5 BUND 130104	国債証券		120,000.00	12,209.80 11,833.0128	14,651,763 14,199,615	4.500000 2013/01/04	0.88
ドイツ	3.5 BUND 190704	国債証券		115,000.00	11,607.61 11,614.9005	13,348,753 13,357,135	3.500000 2019/07/04	0.83
アメリカ	3.9 ING BANK NV 140319	社債券		150,000.00	8,857.36 8,671.0652	13,286,046 13,006,597	3.900000 2014/03/19	0.81
ドイツ	4.25 BUND 140704	国債証券		100,000.00	12,473.33 12,052.2465	12,473,332 12,052,246	4.250000 2014/07/04	0.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成23年2月28日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	72.98
特殊債券	2.21
社債券	17.19
合計	92.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

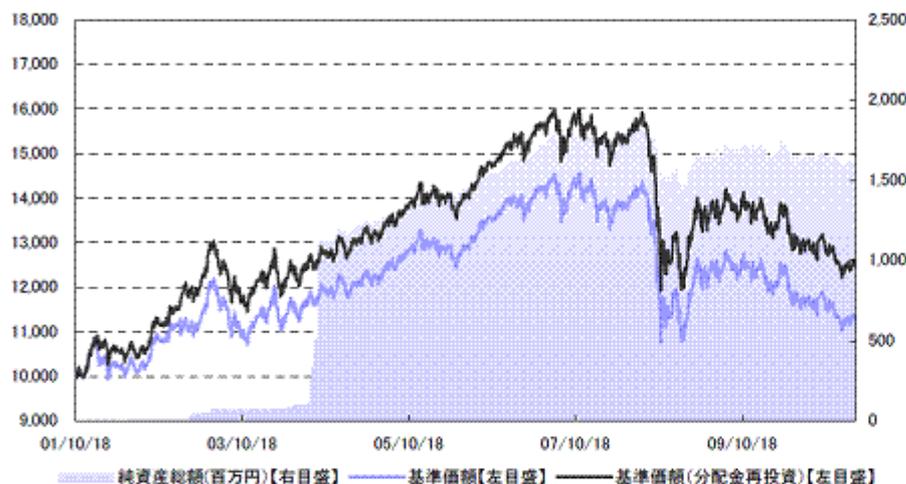
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2011年02月28日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算

2 分配の推移

2011年1月	0円
2010年1月	0円
2009年1月	0円
2008年1月	100円
2007年1月	130円
2006年1月	120円
設定未累計	1,190円

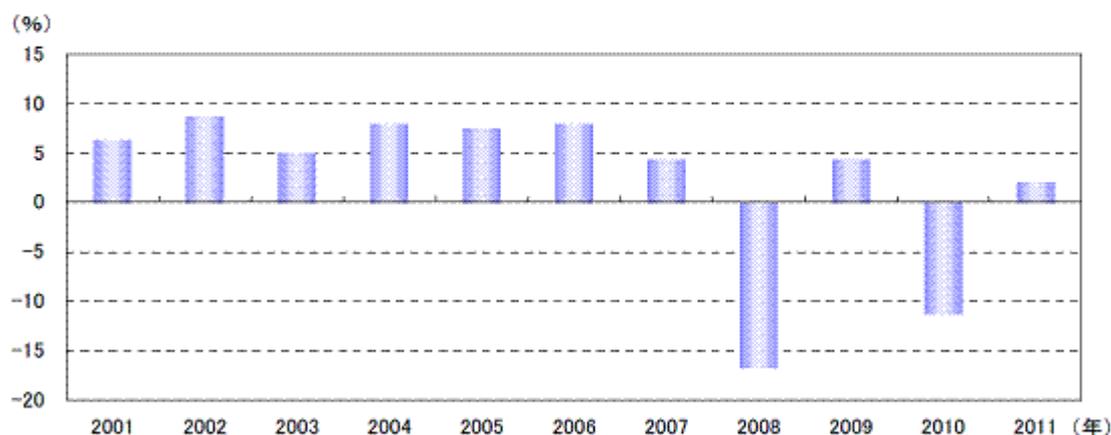
・分配金は1万円当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2011年02月28日現在)

通貨別構成	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
ユーロ	39.3%	1 2.375 T-NOTE 141031	国債	アメリカ	7.2%
アメリカドル	37.9%	2 3.5 T-NOTE 180215	国債	アメリカ	6.1%
イギリスポンド	7.9%	3 5.5 BUND 310104	国債	ドイツ	5.6%
カナダドル	2.8%	4 4.25 T-NOTE 150815	国債	アメリカ	4.5%
スウェーデンクローネ	2.3%	5 3.75 O.A.T 170425	国債	フランス	4.0%
ポーランドズロチ	1.9%	6 4.375 T-BOND 391115	国債	アメリカ	4.0%
メキシコペソ	1.9%	7 2.375 T-NOTE 160331	国債	アメリカ	3.8%
円	1.6%	8 1.375 T-NOTE 121115	国債	アメリカ	3.6%
その他	4.4%	9 4.25 GILT 320607	国債	イギリス	3.4%
合計	100.0%	10 4.5 ITALY GOVT 180801	国債	イタリア	3.1%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2001年は設定日から年末までの、2011年は2月28日までの収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
申込単位	1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.3%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2) 【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成13年10月18日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月23日から翌年1月22日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の 変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの 償還等に 関する 開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は1年間とし、期間満了日の6ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。ただし、前計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第35号)の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成21年1月23日から平成22年1月22日まで)および第10期計算期間(平成22年1月23日から平成23年1月24日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三菱UFJ <DC> 海外債券オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 [平成22年1月22日現在]	第10期 [平成23年1月24日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,591,209	16,655,749
親投資信託受益証券	1,673,481,678	1,610,294,333
未収利息	52	40
流動資産合計	1,692,072,939	1,626,950,122
資産合計	1,692,072,939	1,626,950,122
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,042,006	81,921
未払受託者報酬	449,366	437,121
未払委託者報酬	12,312,467	11,977,020
その他未払費用	44,872	31,410
流動負債合計	13,848,711	12,527,472
負債合計	13,848,711	12,527,472
純資産の部		
元本等		
元本	1,371,989,545	1,428,318,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	306,234,683	186,103,688
(分配準備積立金)	339,574,643	357,623,475
元本等合計	1,678,224,228	1,614,422,650
純資産合計	1,678,224,228	1,614,422,650
負債純資産合計	1,692,072,939	1,626,950,122

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 9 期 自 平成21年 1月23日 至 平成22年 1月22日	第 10 期 自 平成22年 1月23日 至 平成23年 1月24日
営業収益		
受取利息	14,046	12,733
有価証券売買等損益	195,301,037	105,107,345
営業収益合計	195,315,083	105,094,612
営業費用		
受託者報酬	865,839	870,321
委託者報酬	1 23,723,715	1 23,846,509
その他費用	86,456	62,541
営業費用合計	24,676,010	24,779,371
営業利益	170,639,073	129,873,983
経常利益	170,639,073	129,873,983
当期純利益	170,639,073	129,873,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,685,509	2,143,442
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	122,690,182	306,234,683
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,961,033	18,796,320
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,961,033	18,796,320
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,370,096	11,196,774
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,370,096	11,196,774
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	306,234,683	186,103,688

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 (自平成21年1月23日 至平成22年1月22日)	第10期 (自平成22年1月23日 至平成23年1月24日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月22日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成22年1月23日から平成23年1月24日までとなっております。</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		

(貸借対照表に関する注記)

	第9期 [平成22年1月22日現在]	第10期 [平成23年1月24日現在]
1 期首元本額	1,313,613,335円	1,371,989,545円
期中追加設定元本額	104,227,772円	107,563,540円
期中一部解約元本額	45,851,562円	51,234,123円
2 計算期間末日における受益権の総数	1,371,989,545口	1,428,318,962口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2232円 (12,232円)	1.1303円 (11,303円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期(自平成21年1月23日至平成22年1月22日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

「海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

7,397,377円

2 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	55,068,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	266,215,730円
分配準備積立金額	D	284,505,742円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	605,790,373円
当ファンドの期末残存口数	F	1,371,989,545口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,415円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第10期（自平成22年1月23日至平成23年1月24日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

「海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

7,431,098円

2 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	30,070,232円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	303,617,799円
分配準備積立金額	D	327,553,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	661,241,274円
当ファンドの期末残存口数	F	1,428,318,962口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,629円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 (自平成22年1月23日 至平成23年1月24日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>(1)親投資信託受益証券は、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスク、取引の相手方の債務不履行による信用リスクを有しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券は、外貨建資産の効率的な運用を図るため、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスク、取引の相手方の債務不履行による信用リスクを有しております。</p> <p>(3)親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>実質的な主要投資対象である親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 [平成23年1月24日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 [平成22年1月22日現在]		第10期 [平成23年1月24日現在]
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,673,481,678	195,301,037	105,180,300
合計	1,673,481,678	195,301,037	105,180,300

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第9期（自平成21年1月23日至平成22年1月22日）

1 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

2 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

第10期〔平成23年1月24日現在〕

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数（口）	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外債券マザーファンド	1,144,487,799	1,610,294,333	
	親投資信託受益証券 小計	1,144,487,799	1,610,294,333	
	合計	1,144,487,799	1,610,294,333	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成22年1月22日現在]	[平成23年1月24日現在]
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	77,992,592	141,376,790
コール・ローン	18,206,319	26,356,826
国債証券	1,214,173,229	1,097,799,887
特殊債券	38,099,107	35,343,988
社債券	299,364,766	276,964,960
派生商品評価勘定	4,995,231	2,625,246
未収入金		12,347,678
未収利息	21,054,713	18,477,419
前払費用	3,692,271	2,025,298
流動資産合計	1,677,578,228	1,613,318,092
資産合計	1,677,578,228	1,613,318,092
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,095,321	3,067,150
流動負債合計	4,095,321	3,067,150
負債合計	4,095,321	3,067,150
純資産の部		
元本等		
元本	1	1,144,487,799
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	557,902,827	465,763,143
元本等合計	1,673,482,907	1,610,250,942
純資産合計	1,673,482,907	1,610,250,942
負債純資産合計	1,677,578,228	1,613,318,092

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成21年1月23日 至平成22年1月22日)	(自平成22年1月23日 至平成23年1月24日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

	[平成22年1月22日現在]	[平成23年1月24日現在]
1 期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの一部解約元本額	平成21年1月23日 1,084,953,155円 30,626,925円	平成22年1月23日 1,115,580,080円 34,638,945円 5,731,226円
元本の内訳* 三菱UFJ <DC> 海外債券オープン (合計)	1,115,580,080円 1,115,580,080円	1,144,487,799円 1,144,487,799円
2 計算期間末日における受益権の総数	1,115,580,080口	1,144,487,799口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5001円 (15,001円)	1.4070円 (14,070円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託の元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	(自平成22年1月23日 至平成23年1月24日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成23年1月24日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[平成22年1月22日現在]		[平成23年1月24日現在]
	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,214,173,229	3,969,843	32,930,061
特殊債券	38,099,107	792,906	687,631
社債券	299,364,766	12,671,900	5,144,846
合計	1,551,637,102	17,434,649	38,762,538

(注) 当期の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

区分	(自平成21年1月23日 至平成22年1月22日)
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	(1) 当ファンドの外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。 (2) 当ファンドの外貨建資産の効率的な運用を図るため、為替予約取引を利用しております。 (3) 当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。
2 取引に係るリスクの内容	(1) 為替予約取引は、為替相場の変動による価格変動リスク、取引の相手方の債務不履行による信用リスクを有しております。 (2) 為替予約取引は、為替相場の変動による価格変動リスク、取引の相手方の債務不履行による信用リスクを有しております。 (3) 外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	[平成22年1月22日現在]		
		契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建			
	アメリカドル	31,362,470	30,544,112	818,358
	オーストラリアドル	5,056,632	4,842,600	214,032
	シンガポールドル	9,934,905	9,627,000	307,905
	ユーロ	91,132,436	87,477,500	3,654,936
	買建			
	アメリカドル	25,985,268	25,715,550	269,718
	カナダドル	8,981,880	8,581,000	400,880
	オーストラリアドル	10,540,700	10,088,750	451,950
	イギリスポンド	17,686,680	17,526,000	160,680
	シンガポールドル	25,189,744	24,388,400	801,344
	ノルウェークロネ	29,273,130	27,982,600	1,290,530
	ポーランドズロチ	13,335,859	12,840,100	495,759
	ユーロ	5,314,060	5,089,600	224,460
	合計	273,793,764	264,703,212	899,910

(注) 時価の算定方法

1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されて

いる場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

[平成23年1月24日現在]
取引の時価等に関する事項
通貨関連

区分	種類	[平成23年1月24日現在]			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	53,710,965		53,572,586	138,379
	デンマーククローネ	4,965,224		5,120,400	155,176
	ユーロ	80,011,887		82,769,625	2,757,738
	買建				
	アメリカドル	8,290,040		8,263,000	27,040
	カナダドル	12,918,056		12,857,250	60,806
	イギリスポンド	8,683,119		8,906,625	223,506
	スイスフラン	8,587,420		8,620,000	32,580
	シンガポールドル	23,738,423		23,820,600	82,177
	スウェーデンクローネ	26,943,878		27,580,800	636,922
	メキシコペソ	10,599,541		10,628,900	29,359
	ポーランドズロチ	30,110,181		31,370,200	1,260,019
	ユーロ	12,189,386		12,345,300	155,914
合計	280,748,120		285,855,286	441,904	

(注) 時価の算定方法

1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
アメリカドル				
国債証券	1.375 T-NOTE 121115	700,000.00	709,679.69	
	2.375 T-NOTE 141031	1,370,000.00	1,417,307.81	
	2.375 T-NOTE 160331	750,000.00	759,140.62	
	2.625 T-NOTE 141231	200,000.00	208,500.00	
	3.5 T-NOTE 180215	1,150,000.00	1,204,804.68	
	4.25 T-NOTE 150815	430,000.00	475,821.87	
	4.375 T-BOND 391115	800,000.00	775,500.00	
国債証券 小計		5,400,000.00	5,550,754.67 (458,991,903)	
特殊債券	8 GNMA 3005 524762	13,652.79	14,251.85	
	8.0 GNMA 514832	1,302.18	1,429.56	
特殊債券 小計		14,954.97	15,681.41 (1,296,695)	

社債券	3.9 ING BANK NV 140319	150,000.00	159,847.50
	4.25 XEROX CORPOR 150215	15,000.00	15,771.76
	5.125 PNC FUNDING 200208	35,000.00	36,620.43
	5.75 HARLEY-DAVID 141215	40,000.00	42,455.96
	5.75 PETROBRAS IN 200120	25,000.00	26,375.00
	5.8 BROOKFIELD AS 170425	25,000.00	25,675.15
	5.875 HOME DEPOT 361216	30,000.00	30,601.59
	6.2 PFIZER INC 190315	70,000.00	81,685.94
	6.7 PLAINS ALL AM 360515	20,000.00	20,990.00
	FRN CCCIT07-A7 A7 140820	100,000.00	100,210.61
社債券 小計	510,000.00	540,233.94 (44,671,944)	
アメリカドル 小計	5,924,954.97	6,106,670.02 (504,960,542)	
カナダドル			
国債証券	4 CAN GOVT 170601	350,000.00	372,260.00
	国債証券 小計	350,000.00	372,260.00 (30,953,419)
カナダドル 小計	350,000.00	372,260.00 (30,953,419)	
オーストラリアドル			
特殊債券	6 QUEENSLAND 151014	200,000.00	202,320.00
	特殊債券 小計	200,000.00	202,320.00 (16,531,567)
オーストラリアドル 小計	200,000.00	202,320.00 (16,531,567)	
イギリスポンド			
国債証券	2.75 GILT 150122	170,000.00	172,975.00
	4 GILT 160907	65,000.00	69,036.50
	4.25 GILT 320607	425,000.00	413,848.00
	4.5 GILT 130307	200,000.00	213,134.00
国債証券 小計	860,000.00	868,993.50 (114,820,111)	
イギリスポンド 小計	860,000.00	868,993.50 (114,820,111)	
スウェーデンクローネ			
国債証券	4.5 SWD GOVT 150812	700,000.00	745,465.00
	国債証券 小計	700,000.00	745,465.00 (9,340,676)
スウェーデンクローネ 小計	700,000.00	745,465.00 (9,340,676)	
ノルウェークローネ			
国債証券	6.5 NORWE GOVT 130515	650,000.00	706,290.00
	国債証券 小計	650,000.00	706,290.00 (10,015,192)
ノルウェークローネ 小計	650,000.00	706,290.00 (10,015,192)	
デンマーククローネ			
国債証券	4 DMK GOVT 171115	900,000.00	965,700.00
	国債証券 小計	900,000.00	965,700.00 (14,562,756)
デンマーククローネ 小計	900,000.00	965,700.00 (14,562,756)	
メキシコペソ			
国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	2,400,000.00	2,879,280.00
	国債証券 小計	2,400,000.00	2,879,280.00 (19,665,482)
メキシコペソ 小計	2,400,000.00	2,879,280.00 (19,665,482)	
ユーロ			
国債証券	2.5 ITALY GOVT 120701	140,000.00	140,491.40
	3 ITALY GOVT 150615	460,000.00	449,420.00
	3.25 NETH GOVT 150715	190,000.00	197,695.00
	3.75 O.A.T 170425	550,000.00	576,840.00
	4 NETH GOVT 370115	65,000.00	68,172.00
	4.25 BUND 140704	100,000.00	108,008.00
	4.25 BUND 170704	150,000.00	163,702.50
	4.25 ITALY GOVT 121015	320,000.00	329,472.00
	4.5 BUND 130104	120,000.00	127,365.60
	4.5 ITALY GOVT 180801	445,000.00	452,253.50
5 ITALY GOVT 390801	260,000.00	249,548.00	

	5.5 BUND 310104	640,000.00	801,644.80	
	5.5 O.A.T 290425	150,000.00	180,570.00	
	5.875 POLAND 140203	60,000.00	64,170.00	
	国債証券 小計	3,650,000.00	3,909,352.80 (439,450,348)	
特殊債券	3.625 SWEDISH EXP 140527	50,000.00	51,730.00	
	4.125 RABOBANK NE 120404	50,000.00	51,375.00	
	5.75 EXP-IMP KORE 130522	50,000.00	52,715.00	
	特殊債券 小計	150,000.00	155,820.00 (17,515,726)	
社債券	3.125 NIBC BANK N 120217	100,000.00	101,880.00	
	3.375 ABN AMRO BA 140519	75,000.00	77,520.00	
	3.625 BANCO BILBA 170118	50,000.00	45,907.50	
	3.75 LLOYDS TSB 150907	50,000.00	47,930.00	
	3.75 ROYAL BK SCO 111114	50,000.00	51,007.50	
	4.125 BA COVERED 120405	50,000.00	51,150.00	
	4.2 SOCIETE GENER 120305	50,000.00	51,307.50	
	4.375 IMPERIAL TOBA131122	50,000.00	52,027.50	
	4.5 HSBC HOLDINGS 140430	50,000.00	52,182.50	
	4.5 ROYAL BK CANA 121105	100,000.00	104,455.00	
	4.674 TELEFONICA 140207	50,000.00	51,407.50	
	4.75 DANSKE BANK 120629	50,000.00	51,832.50	
	5.125 NATL GRID 130514	50,000.00	52,940.00	
	5.125 RTE EDF TRA 180912	50,000.00	54,305.00	
	5.125 TESCO PLC 150224	50,000.00	54,135.00	
	5.25 GE CAP EURO 150518	50,000.00	53,467.50	
	5.25 ING BANK NV 180605	50,000.00	54,670.00	
	5.25 TOYOTA MT CR 120203	50,000.00	51,495.00	
	5.375 BAT INTL FI 170629	50,000.00	54,137.50	
	5.431 BNP PARIBAS 170907	50,000.00	52,962.50	
	5.5 COMMONWEALTH 190806	50,000.00	51,007.50	
	5.625 ING GROEP 130903	50,000.00	52,950.00	
	5.875 DNB NOR BAN 130620	50,000.00	53,995.00	
	6 CREDIT AGRICOLE 130624	50,000.00	53,795.00	
	6 MERRILL LYNCH 130211	50,000.00	52,102.50	
	6 UBS AG LONDON 180418	50,000.00	55,392.50	
	6.25 HSBC HOLDING 180319	50,000.00	54,235.00	
	6.25 VODAFONE GRO 160115	50,000.00	56,350.00	
	6.375 GOLDMAN SAC 180502	50,000.00	53,907.50	
	6.375 PEMEX PROJ 160805	10,000.00	10,945.00	
	6.5 ROCHE HLDGS 210304	50,000.00	59,837.50	
	6.999 SOCIETE GEN 491219	50,000.00	48,030.00	
	7.625 LAFARGE SA 161124	50,000.00	56,400.00	
	7.75 TELECOM ITAL 330124	30,000.00	31,612.50	
	8.125 FRANCE TELE 330128	10,000.00	13,397.50	
	FRN SANTANDER INT 130118	50,000.00	48,175.00	
	FRN VODAFONE GRO 140606	50,000.00	49,520.00	
	STEP DANSKE BANK 140818	50,000.00	50,557.50	
	STEP LLOYDS TSB 180305	50,000.00	47,550.00	
	社債券 小計	1,975,000.00	2,066,480.00 (232,293,016)	
ユーロ 小計		5,775,000.00	6,131,652.80 (689,259,090)	
合計			1,410,108,835 (1,410,108,835)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 7銘柄	90.90%	32.55%
	特殊債券 2銘柄	0.26%	0.09%
	社債券 10銘柄	8.85%	3.17%
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.00%	2.20%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	100.00%	1.17%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	100.00%	8.14%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.66%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.71%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.03%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.39%
ユーロ	国債証券 14銘柄	63.76%	31.16%
	特殊債券 3銘柄	2.54%	1.24%
	社債券 39銘柄	33.70%	16.47%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成23年2月28日現在
(単位：円)

資産総額	1,611,219,332
負債総額	2,418,103
純資産総額(-)	1,608,801,229
発行済口数	1,431,290,490 口
1口当たり純資産価額(/)	1.1240 (1万口当たり 11,240)

<参考>

「海外債券マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成23年2月28日現在
(単位：円)

資産総額	1,695,861,446
負債総額	88,244,988
純資産総額(-)	1,607,616,458
発行済口数	1,147,346,739 口
1口当たり純資産価額(/)	1.4012 (1万口当たり 14,012)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成23年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成23年2月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）

等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成23年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	342	6,143,535
追加型公社債投資信託	18	442,931
単位型株式投資信託	13	73,263
単位型公社債投資信託	8	144,310
合計	381	6,804,039

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受けており、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	8,398,952	2	8,675,536
有価証券	2	11,498,934	2	14,000,000
前払費用		130,052		136,193
未収入金		133,300	2	45,397
未収委託者報酬		3,496,056		4,345,110
未収収益	2	77,468	2	43,835
繰延税金資産		289,685		407,456
金銭の信託	2	1,000,000	2	500,000
その他		13,229		8,190
流動資産合計		25,037,680		28,161,721
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	368,327	1	333,687
器具備品	1	168,906	1	158,971
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,742,265		1,697,691
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		809,683		787,767
ソフトウェア仮勘定		7,316		72,475
その他		156		112
無形固定資産合計		832,978		876,178
投資その他の資産				
投資有価証券		11,906,934		11,797,311
関係会社株式		431,812		431,812
長期性預金	2	2,000,000	2	5,000,000
長期差入保証金	2	844,978	2	1,030,783
長期前払費用		4,371		142
繰延税金資産		473,766		474,632
その他		20,485		16,075
投資その他の資産合計		15,682,348		18,750,756
固定資産合計		18,257,593		21,324,626
資産合計		43,295,274		49,486,347

(単位：千円)

	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,038,438	51,838
未払金		
未払収益分配金	272,705	274,776
未払償還金	2,047,207	1,607,485
未払手数料	2 1,440,183	2 1,748,905
その他未払金	110,716	52,889
未払費用	2 781,556	2 1,034,566
未払消費税等		104,853
未払法人税等	595,981	1,727,215
仮受金	43	
賞与引当金	478,200	580,826
デリバティブ債務		7,536
流動負債合計	6,765,032	7,190,892
固定負債		
退職給付引当金	13,304	68,206
役員退職慰労引当金	54,658	66,197
固定負債合計	67,962	134,404
負債合計	6,832,995	7,325,296
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,520,492	31,383,254
利益剰余金合計	34,861,082	38,723,843
株主資本合計	37,083,309	40,946,071
評価・換算差額等		
その他有価証券	621,031	1,277,237
評価差額金		
繰延ヘッジ損益		62,258
評価・換算差額等合計	621,031	1,214,979
純資産合計	36,462,278	42,161,050
負債純資産合計	43,295,274	49,486,347

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		42,137,383		40,630,847
その他営業収益				
投資顧問料		7,887		7,619
その他		8,381		85,040
営業収益合計		42,153,652		40,723,506
営業費用				
支払手数料	2	18,452,482	2	17,208,659
広告宣伝費		911,798		579,833
公告費		4,088		7,195
調査費				
調査費		778,991		799,697
委託調査費		4,427,117		5,231,920
事務委託費		229,877		183,931
営業雑経費				
通信費		114,009		98,055
印刷費		640,249		607,867
協会費		42,295		35,983
諸会費		6,356		5,761
事務機器関連費		820,190		841,349
営業費用合計		26,427,456		25,600,255
一般管理費				
給料				
役員報酬		171,783		194,520
給料・手当		3,243,471		3,445,656
賞与引当金繰入		478,200		580,826
福利厚生費		427,372		458,092
交際費		20,785		21,080
旅費交通費		126,644		108,299
租税公課		112,608		102,967
不動産賃借料		658,309		654,768
退職給付費用		151,382		177,435
役員退職慰労引当金繰入		17,566		18,448
固定資産減価償却費		345,975		382,798
諸経費		368,982		287,163
一般管理費合計		6,123,082		6,432,057
営業利益		9,603,113		8,691,194

(単位：千円)

	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		185,609		30,250
有価証券利息	2	55,030	2	29,170
受取利息	2	21,926	2	19,853
投資有価証券償還益				73,517
収益分配金等時効完成分		111,003		421,674
その他		5,225		8,586
営業外収益合計		378,796		583,053
営業外費用				
投資有価証券償還損				181,632
収益分配金等時効完成分支払額		62,259		10,520
事務過誤費		13,871		7,510
その他		7,266		3,626
営業外費用合計		83,398		203,289
経常利益		9,898,511		9,070,957
特別利益				
投資有価証券売却益		15,399		231,903
ゴルフ会員権売却益				10,190
特別利益合計		15,399		242,093
特別損失				
投資有価証券売却損		228,868		129,159
投資有価証券評価損		2,124,730		
固定資産除却損	1	2,488	1	701
その他		5,965		
特別損失合計		2,362,053		129,860
税引前当期純利益		7,551,856		9,183,190
法人税、住民税及び事業税		3,801,688		3,627,233
法人税等調整額		144,759		118,635
法人税等合計		3,946,448		3,508,597
当期純利益		3,605,408		5,674,592

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	28,643,217	27,520,492
当期変動額		
剰余金の配当	4,728,133	1,811,830
当期純利益	3,605,408	5,674,592
当期変動額合計	1,122,725	3,862,761
当期末残高	27,520,492	31,383,254
利益剰余金合計		
前期末残高	35,983,807	34,861,082
当期変動額		
剰余金の配当	4,728,133	1,811,830
当期純利益	3,605,408	5,674,592
当期変動額合計	1,122,725	3,862,761
当期末残高	34,861,082	38,723,843
株主資本合計		
前期末残高	38,206,035	37,083,309
当期変動額		
剰余金の配当	4,728,133	1,811,830
当期純利益	3,605,408	5,674,592
当期変動額合計	1,122,725	3,862,761
当期末残高	37,083,309	40,946,071
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	119,404	621,031
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	501,627	1,898,269
当期変動額合計	501,627	1,898,269
当期末残高	621,031	1,277,237
繰延ヘッジ損益		
前期末残高		
当期変動額		

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		62,258
当期変動額合計		62,258
当期末残高		62,258
評価・換算差額等合計		
前期末残高	119,404	621,031
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	501,627	1,836,011
当期変動額合計	501,627	1,836,011
当期末残高	621,031	1,214,979
純資産合計		
前期末残高	38,086,630	36,462,278
当期変動額		
剰余金の配当	4,728,133	1,811,830
当期純利益	3,605,408	5,674,592
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	501,627	1,836,011
当期変動額合計	1,624,352	5,698,772
当期末残高	36,462,278	42,161,050

重要な会計方針

項目	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	-	時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	同 左
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
5. 引当金の計上基準		
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
6. ヘッジ会計の手法		
(1) ヘッジ会計の方法	-	繰延ヘッジ処理によっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	-	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 a. ヘッジ手段... 株価指数先物 ヘッジ対象... 投資有価証券 b. ヘッジ手段... 株式関連オプション ヘッジ対象... 投資有価証券
(3) ヘッジ方針	-	当社の内規である「ヘッジ取引に関する内規」に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法	-	ヘッジ対象の騰落率とヘッジ手段の騰落率を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。
7.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

重要な会計方針の変更

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
-	当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) (企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円	建物 152,240千円 器具備品 167,633千円
2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,272,377千円 有価証券 14,000,000千円 未収入金 2,072千円 未収収益 43,545千円 金銭の信託 500,000千円 長期性預金 5,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,005,639千円 未払費用 153,908千円

（損益計算書関係）

項目	第24期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		第25期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	
	1. 固定資産除却損の内 訳	器具備品 1,961千円	ソフトウェア 527千円	器具備品 701千円
2. 関係会社に対する 主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円		区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 11,148,518千円 有価証券利息 26,197千円 受取利息 19,853千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,728,133千円
1株当たり配当額	38,100円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,811,830千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	14,600円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月30日

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,811,830千円
1株当たり配当額	14,600円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,841,844千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	22,900円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年7月1日

(金融商品関係)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。このうち一部の投資信託については価格変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引は、投資信託に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした先物取引及びオプション取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「6.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資信託については、内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	8,675,536	8,675,536	-
(2) 有価証券	14,000,000	14,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,345,110	4,345,110	-
(4) 長期性預金	5,000,000	5,007,477	7,477
(5) 投資有価証券	11,533,054	11,533,054	-
(6) 未払手数料	(1,748,905)	(1,748,905)	-
(7) 未払法人税等	(1,727,215)	(1,727,215)	-
(8) デリバティブ取引(*2)	(7,536)	(7,536)	-

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

(6) 未払手数料、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額264,257千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,675,536	-	-	-
未収委託者報酬	4,345,110	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	14,000,000	-	-	-
投資信託	-	3,044,412	62,645	-
長期性預金	-	5,000,000	-	-
合計	27,020,647	8,044,412	62,645	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

第24期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,557,951	7,573,200	984,750
	小計	8,557,951	7,573,200	984,750
合計		10,023,119	9,096,067	927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	-
合計	498,934	2,262,320	482,062	-

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,083,784	4,825,309	1,258,474
	小計	6,083,784	4,825,309	1,258,474
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,449,270	5,692,652	243,382
	小計	5,449,270	5,692,652	243,382
合計		11,533,054	10,517,961	1,015,092

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	11,600	-	10,920
債券	-	-	-
その他	1,988,176	253,043	118,239
合計	1,999,776	253,043	129,159

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ会計の手法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	先物取引（売建）	投資有価証券	373,043	-	7,536

（注）時価の算定方法 取引所の価格及び決算日の為替レートによっております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
(1)退職給付債務	771,109	661,846
(2)年金資産	454,977	416,582
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	316,132	245,263
(4)未認識数理計算上の差異	306,966	177,056
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	9,164	68,206
(6)前払年金費用	4,139	
(7)退職給付引当金 (5) - (6)	13,304	68,206

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1)勤務費用	29,439	28,685
(2)利息費用	12,676	11,367
(3)期待運用収益	10,905	6,824
(4)数理計算上の差異の費用処理額	38,186	57,581
(5)退職給付費用	69,396	90,809
(6)その他	81,986	86,626
(7)合計	151,382	177,435

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付の計算基礎に関する事項

	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。	
		同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	689,220	669,724
投資有価証券評価損	1,041,250	849,883
ゴルフ会員権評価損	30,885	9,710
未払事業税	49,084	136,281
賞与引当金	194,579	236,338
役員退職慰労引当金	22,240	26,935
退職給付引当金	5,413	27,753
退職一時金未払	14,992	-
減価償却超過額	63,725	54,520
委託者報酬	124,519	106,666
その他有価証券評価差額金	377,217	-
その他	32,298	62,287
繰延税金資産 小計	2,645,429	2,180,101
評価性引当額	1,880,292	1,298,012
繰延税金資産 合計	765,137	882,088
繰延税金負債		
前払年金費用	1,684	-
繰延税金負債 合計	1,684	-
繰延税金資産(負債)の純額	763,452	882,088

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	(%) 40.7	法定実効税率 (%) 40.7
(調整)		(調整)
投資有価証券評価損に係る損金不算入	11.4	投資有価証券評価損認容 2.1
その他	0.2	その他 0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.2

(関連当事者情報)

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円	
							事務所の賃借	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円	
							投資の助言	264,141 千円	未払費用	146,190 千円	
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
								マルチコーラブル預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,064,069千円	未払手数料	285,840千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	631,409千円	長期差入保証金	833,144千円
							投資の助言	投資助言料	186,556千円	未払費用	99,917千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,084,449千円	未払手数料	719,799千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	49,000,000千円	有価証券	14,000,000千円
								譲渡性預金に係る受取利息	26,197千円	未収利息	1,234千円
								マルチコーラブル預金の預入	5,000,000千円	長期性預金	5,000,000千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,869千円	未収利息	1,597千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,822,731千円	未払手数料	397,272千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

項目	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	293,818円41銭	339,739円97銭
1株当たり当期純利益	29,052円91銭	45,726円70銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	3,605,408	5,674,592
普通株式に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,605,408	5,674,592
期中平均株式数(株)	124,098	124,098

[次へ](#)

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第26期中間会計期間末
(平成22年9月30日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		12,246,376
有価証券		10,000,000
前払費用		277,701
未収入金		18,638
未収委託者報酬		4,510,919
未収収益		72,691
繰延税金資産		437,087
金銭の信託		500,000
その他		11,049
流動資産合計		28,074,464
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	322,074
器具備品	1	159,587
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,686,693
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		796,045
ソフトウェア仮勘定		72,179
その他		90
無形固定資産合計		884,138
投資その他の資産		
投資有価証券		10,318,197
関係会社株式		431,812
長期性預金		7,000,000
長期差入保証金		809,202
長期前払費用		97
繰延税金資産		480,181
その他		15,075
投資その他の資産合計		19,054,566
固定資産合計		21,625,398
資産合計		49,699,862

第26期中間会計期間末
(平成22年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		50,459
未払金		
未払収益分配金		266,607
未払償還金		1,796,502
未払手数料		1,785,006
その他未払金		81,029
未払費用		1,156,525
未払消費税等	2	149,538
未払法人税等		1,760,758
賞与引当金		656,000
その他		214,187
流動負債合計		7,916,616

固定負債

退職給付引当金		83,995
役員退職慰労引当金		66,916
時効後支払損引当金		192,217
固定負債合計		343,129
負債合計		8,259,745

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		222,096
資本剰余金合計		222,096
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		31,652,574
利益剰余金合計		38,993,163
株主資本合計		41,215,391
評価・換算差額等		
その他有価証券		225,175
評価差額金		
繰延ヘッジ損益		450
評価・換算差額等合計		224,725
純資産合計		41,440,116
負債純資産合計		49,699,862

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	23,287,269
その他営業収益	
投資顧問料	7,333
その他	118,054
営業収益合計	23,412,657
営業費用	
支払手数料	9,587,373
広告宣伝費	374,419
公告費	6,687
調査費	
調査費	453,492
委託調査費	4,006,865
事務委託費	119,404
営業雑経費	
通信費	51,687
印刷費	311,998
協会費	18,808
諸会費	2,975
事務機器関連費	427,684
営業費用合計	15,361,397
一般管理費	
給料	
役員報酬	99,326
給料・手当	1,489,872
賞与引当金繰入	656,000
福利厚生費	236,048
交際費	9,438
旅費交通費	79,545
租税公課	53,700
不動産賃借料	327,512
退職給付費用	81,313
役員退職慰労引当金繰入	8,999
固定資産減価償却費	197,630
諸経費	160,885
一般管理費合計	3,400,272
営業利益	4,650,986

(単位：千円)

第26期中間会計期間	
(自平成22年4月1日	
至平成22年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	20,632
有価証券利息	6,270
受取利息	9,437
投資有価証券償還益	364,801
収益分配金等時効完成分	21,599
その他	5,559
営業外収益合計	428,301
営業外費用	
投資有価証券償還損	192,004
その他	33,417
営業外費用合計	225,421
経常利益	4,853,866
特別利益	
投資有価証券売却益	295,698
時効後支払損引当金戻入益	4,812
特別利益合計	300,510
特別損失	
投資有価証券売却損	52,222
過年度時効後支払損引当金繰入	204,138
資産除去債務会計基準の 適用に伴う影響額	37,264
固定資産除却損	3,383
その他	2,340
特別損失合計	299,349
税引前中間純利益	4,855,027
法人税、住民税及び事業税	1,780,389
法人税等調整額	36,525
法人税等合計	1,743,863
中間純利益	3,111,164

(3) 中間株主資本等変動計算書

		第26期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,000,131
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		222,096
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		222,096
資本剰余金合計		
前期末残高		222,096
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		222,096
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		342,589
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		6,998,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		6,998,000
繰越利益剰余金		
前期末残高		31,383,254
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,841,844
中間純利益		3,111,164
当中間期変動額合計		269,320
当中間期末残高		31,652,574
利益剰余金合計		
前期末残高		38,723,843
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,841,844
中間純利益		3,111,164
当中間期変動額合計		269,320
当中間期末残高		38,993,163
株主資本合計		
前期末残高		40,946,071
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,841,844
中間純利益		3,111,164
当中間期変動額合計		269,320
当中間期末残高		41,215,391
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		1,277,237
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		1,052,062
当中間期変動額合計		1,052,062
当中間期末残高		225,175
繰延ヘッジ損益		
前期末残高		62,258

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	61,808
当中間期変動額合計	61,808
当中間期末残高	450
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,214,979
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	990,254
当中間期変動額合計	990,254
当中間期末残高	224,725
純資産合計	
前期末残高	42,161,050
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,841,844
中間純利益	3,111,164
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	990,254
当中間期変動額合計	720,934
当中間期末残高	41,440,116

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金 (3) 役員退職慰労引当金 (4) 時効後支払損引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ6,042千円、税引前中間純利益は43,307千円減少しております。

追加情報

第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
従来は時効が成立し、利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者から支払請求を受けた時点で支払予定額を費用計上しておりましたが、信頼性のある見積もりを行うための社内体制を整備し、当中間会計期間より将来の支払見込額を合理的に見積もることが可能となりました。そのため、当中間会計期間より受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比べて経常利益は7,108千円多く計上され、税引前中間純利益は192,217千円少なく計上されています。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 165,554千円 器具備品 195,507千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1. 減価償却実施額	有形固定資産 43,425千円 無形固定資産 154,205千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,841,844千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	22,900円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年7月1日

(金融商品関係)

第26期中間会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	12,246,376	12,246,376	-
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,510,919	4,510,919	-
(4) 長期性預金	7,000,000	7,013,474	13,474
(5) 投資有価証券	10,053,940	10,053,940	-
(6) 未払手数料	(1,785,006)	(1,785,006)	-
(7) 未払法人税等	(1,760,758)	(1,760,758)	-

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)有価証券並びに(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

(6)未払手数料、並びに(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額264,257千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末(平成22年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,391,686	5,007,348	384,338
	小計	5,391,686	5,007,348	384,338
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,662,253	4,820,071	157,817
	小計	4,662,253	4,820,071	157,817
合計		10,053,940	9,827,419	226,520

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額264,257千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第26期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

第26期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

項目	第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1株当たり純資産額	333,930円57銭
1株当たり中間純利益金額	25,070円22銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
中間純利益（千円）	3,111,164
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	3,111,164
期中平均株式数（株）	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成22年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

資本金の額：343百万3USドル（平成21年9月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成23年4月1日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）、株式会社三菱東京UFJ銀行は25.0%（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成22年10月21日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成22年4月21日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年3月2日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC> 海外債券オープンの平成22年1月23日から平成23年1月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC> 海外債券オープンの平成23年1月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月13日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月3日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC> 海外債券オープンの平成21年1月23日から平成22年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC> 海外債券オープンの平成22年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。